

広島広域公園指定管理者応募要領

平成28年7月

広島市都市整備局緑化推進部緑政課

<目次>

1	指定管理者の募集の趣旨	1
2	施設の概要	1
3	指定期間	1
4	指定管理者が行う業務	1
	(1) 業務の範囲	1
	(2) 自主事業の実施	1
	(3) 利用促進の取組	2
	(4) 留意事項	2
5	管理の基準	2
	(1) 供用日及び供用時間	2
	(2) 供用日の拡大や供用時間の延長の提案	2
	(3) 関係法令等の遵守	2
6	指定管理料に関する事項	2
	(1) 指定管理料の上限額	2
	(2) 前納利用料金	3
	(3) 指定管理料の支払方法	3
	(4) 利用料金の取り扱い	3
	(5) 市への納付額	4
7	指定の取消し等	4
8	申請資格等	4
	(1) 基本的事項	4
	(2) 選定基準	4
	(3) 欠格事項	5
	(4) 法定雇用障害者数を達成していない申請者が提出する書類	5
9	応募要領の配布時期、説明会等	5
	(1) スケジュール	5
	(2) 応募要領の配布時期・場所等	5
	(3) 説明会の開催日時・場所等	6
	(4) 質問の受付	6
	(5) 申請書の受付	6
10	提出書類・提出部数	6
11	管理運営に関する収支計画書の開封	6
12	その他留意事項	6

13	審査及び選定に関する事項	7
(1)	審査方法等	7
(2)	仮協定・協定の締結	7
(3)	評価方法	7
(4)	選定審査対象からの除外	7
(5)	審査結果の通知及び公表	8
(6)	その他	8
14	管理業務仕様書	別冊
15	広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針 (指定管理者関係分抜粋)	9
16	個人情報取扱特記事項	16
17	広島広域公園施設概要(別表1)	17
18	減免基準に盛り込まなければならない項目(別表2)	18
19	広島広域公園指定管理者の申請者の評価基準	19
20	提出書類一覧(別紙1)	21
21	男女共同参画の取組に関する確認について(別紙2)	24
《提出様式》		
・様式1	指定申請書(単独団体用)	25
・様式2	指定申請書(ジョイント方式により構成された団体用)	26
・様式3	ジョイント方式により構成された団体の構成員名簿兼委任状	27
・様式4	管理運営に関する事業計画書	29
・様式5及び様式5別紙	管理経費の収支計画書及び内訳書	34
・様式6	広島市が推進すべき施策に関する報告書	37
・様式7	団体の概要	39
・様式8	役員名簿	40
・様式9	障害者雇用状況報告書(報告義務のない団体用)	41
・様式10	障害者雇用計画書	42
・様式11	申出書	43
・様式12	調査票	44
・様式13	宣誓書	54
・様式14	応募説明会参加申込書	55
・様式15	申請関係質問票	56
・様式16	辞退届	57
・様式17	委任状	58

広島広域公園指定管理者応募要領

1 指定管理者の募集の趣旨

広島市では、平成18年度より指定管理者制度を本格的に導入（平成15年9月改正地方自治法施行）しており、法律により管理主体が地方公共団体に限られる施設や市の直営とすることが適当である施設以外の施設について、議会の議決を経て指定された民間事業者を含む幅広い団体（指定管理者）に当該施設の管理を委ねています。

今般、広島広域公園の指定期間が平成29年3月31日で終了することに伴い、指定管理者候補の選定にあたり広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

2 施設の概要

- (1) 名称 広島広域公園
- (2) 所在地 広島市安佐南区大塚西五丁目外
- (3) 面積 59.85ha
- (4) 施設内容 別表1「広島広域公園施設概要」のとおり

3 指定期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間とします。

4 指定管理者が行う業務

(1) 業務の範囲

ア 広島広域公園の管理運営業務

- (ア) 有料公園施設の利用許可
- (イ) 利用調整（施設案内、利用指導、苦情対応）
- (ウ) 施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）の收受等
- (エ) 利用促進（事業実施、宣伝広報）
- (オ) 災害時等の対応（応急作業）

イ 広島広域公園の維持管理業務

- (ア) 施設管理（保守管理、維持管理、施設修繕）
- (イ) 植物管理（樹木、芝生等の維持管理）

ウ その他業務

- (ア) 備品管理
- (イ) 収納事務
- (ウ) 管理者変更による引継ぎ
- (エ) 会計帳簿の記載
- (オ) 監査への対応
- (カ) その他市長が定める業務

※ 業務等の詳細は、広島広域公園管理業務仕様書を参照してください。

(2) 自主事業の実施

指定管理者は、事前に広島市の承認を得て、施設を活用し自主事業を実施することができます。

ア スポーツ、レクリエーション活動推進事業

イ 物販・飲食事業（自動販売機、売店等の設置・運営及び食堂の管理運営）

施設利用者の便に供することを目的とし、売店、飲料等の自動販売機を設置し運営することができます。また食堂（陸上競技場1階レストラン）を管理し運営することができます。（行政財産の目的外使用となることから、広島市への使用料の納付が必要となります。）。

ウ その他施設利用者の利便を図る事業

(3) 利用促進の取組

有料公園施設の利用促進を図るため、広島市が設定している数値目標を参考にしたうえで、独自の数値目標及び達成するための利用促進策を提案してください。

※ 広島市が設定している数値目標は広島広域公園管理業務仕様書を参照してください。

(4) 留意事項

ア 業務内容の詳細は、広島広域公園管理業務仕様書を参照してください。

イ 管理業務を一括して第三者に委託することはできません。ただし、管理業務の一部を専門業者等に委託する場合は広島市の承認を受けるとともに、業務内容を報告させ、完了確認を行い、その結果について、広島市に他の報告書とあわせて提出してください。

ウ 指定期間終了後の引継業務

指定期間が終了するに当たって、新たに指定管理者が指定された場合は、業務内容等を引き継いでください。

5 管理の基準

(1) 供用日及び供用時間

有料公園施設の供用時間等は、広島広域公園管理業務仕様書を参照してください。

(2) 供用日の拡大や供用時間の延長の提案

利用者へのサービス向上のため必要があれば、供用日の拡大や供用時間の延長について提案することができます。

なお、申請にあたっては、現行の供用日、供用時間等を維持することが最低条件になります。

また、広島市において必要があると判断したときは、供用日や供用時間を変更することがあります。

(3) 関係法令等の遵守

地方自治法、消防法、労働基準法、建築基準法、広島市公園条例、広島市公園条例施行規則、広島市個人情報保護条例、その他関係法令等を遵守してください。

6 指定管理料に関する事項

広島広域公園の管理については、地方自治法第244条の2第8項により、利用料金を指定管理者の自らの収入として収受する「利用料金制」を採用します。指定管理者は、利用者が支払う利用料金及び広島市が支払う施設運営に要する経費（以下、「指定管理料」という。）をもって施設を運営します。

(1) 指定管理料の上限額

広島市が支払う指定管理料（5年分）の上限額は、12億6,669万5千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）とします。（注1）

申請者は、下記①及び②を積算し、必要な指定管理料を提案してください。

なお、指定期間中に消費税率が引上げられた場合は、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講じます。

積算額	内 訳
①管理運営経費 (支出)	施設の維持管理・運営業務に伴う指定管理者の人件費、管理費（光熱水費、修繕料、保守管理費等）など
②利用料金等収入 (収入)	利用料金（注2）、前納利用料金

(注1) 上限額については、過去の実績額をもとに、指定期間における、指定管理に係る支出見込額から利用料金収入見込額を控除した額としています。この利用料金収入見込額のうち、スポーツ利用に係る収入については、過去3年間の平均額に指定期間を乗じた額とし、スポーツ以外（コンサート等）の利用については、指定期間（5年間）に2回の利用を見込み、収入額は1回当たり2,573万円、合計5,146万円としています。

(注2) 利用料金については、スポーツ利用に係るものと、スポーツ以外の利用（利用者が入場者から入場料その他これに類する金銭を徴収する場合に限る。）に係るものを区分して積算してください。

また、広島市公園条例第10条に規定する、以下の許可に係る使用料は、市の収入となり、利用料金には含まれません。

- ①都市公園法第5条第1項の許可（公園管理者以外の者の公園施設の設置・管理許可。（例）自動販売機等の設置の許可）
- ②同法第6条第1項又は第3項の許可（占用許可。（例）広告物等の占用の許可）
- ③広島市公園条例第4条第1項又は第3項の許可（行為の許可。（例）臨時売店の出店等の許可）

(2) 前納利用料金

前納利用料金とは、現在の指定管理者が収納した次期指定期間の施設等の使用に係る利用料金のことで、この前納利用料金は、現在の指定管理者から平成29年4月1日以降、次期指定管理者に引き継ぎます。また、次期指定期間の最終年度に収納した前納利用料金は新しい指定管理者に引き継ぎます。

平成29年度及び平成33年度の収支計画書を作成するに当たっては、これを考慮した上で利用料金収入を算定してください。

なお、平成25、26及び27年度については、前納利用料金の実績はありません。

(3) 指定管理料の支払方法

指定管理料は、原則、前金払いとします。なお、指定管理者の申出により、指定管理料を概算払いとすることができます。

広島市から指定管理者への支払いは、毎月払いとします。

(4) 利用料金の取り扱い

ア 設定

利用料金の額は、広島市公園条例別表第4に定める金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て決定することになります。

イ 減免及び返還

指定管理者は、広島市公園条例第9条の2第5項の規定に基づき、市長の承認を受けて定める基準により、利用料金を減免又は返還することができます。なお、別表2「減免基準に盛り込まなければならない項目」については、減免の基準に必ず盛り込むこと。

(5) 市への納付額

指定期間における有料公園施設のスポーツ以外の利用（利用者が入場者から入場料その他これに類する金銭を徴収する場合に限る。）に係る利用料金収入の合計額が、申請者が指定管理料算定の際に定めた当該収入見込みの合計額を上回った場合は、上回った額の50%を市に納付していただきます。

納付は指定期間の最終年度（平成33年度）に行っていただきますが、具体的な手続きについては、協定において定めます。

7 指定の取消し等

広島市は、指定管理者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

- (1) 条例、規則等に違反したとき。
- (2) 業務に際し不正行為があったとき。
- (3) 広島市に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (4) 広島市公園条例第16条の4第2項に定める基準に適合しなくなったとき。
- (5) 指定管理者の申請の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
- (6) 別記「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）」に定める暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者に該当（役員が該当する場合を含む。以下「暴力団等」という。）することが判明したとき。
- (7) その他指定管理者に業務を行わせておくことが不可能、困難又は社会通念上不相当と広島市が判断したとき。

8 申請資格等

(1) 基本的事項

申請者は、法人その他の団体とし、法人格を問いません（株式会社、任意団体等の組織の形態を問いません。個人は申請資格を有しません。）。

ア 複数の団体による共同申請

ジョイント方式により構成された団体は、構成員の中から代表となる団体を定めてください。なお、応募に当たっては、代表団体及び構成員の変更は原則として認めません。

当該ジョイント方式により構成された団体の構成員は、別のジョイント方式により構成された団体の構成員となり、又は、単独で申請することはできません。

イ 新たな法人の設立

新たな法人を設立する場合は、その法人を申請者としてください。申請時に設立されていない場合でも申請できることとしますが、仮協定書締結までに、法人登記簿謄本又は法務局登記官の受領書その他これらに準ずる書類を提出してください。

(2) 選定基準

申請者は申請に当たり、次に掲げる基準のすべてに適合する必要があります。

ア 市民の平等な広島広域公園の利用を確保することができること。

イ 事業計画の内容が、広島広域公園の設置目的を効果的に達成し、かつ、その管理経費の縮減が図られるものであること。

ウ 事業計画に沿った広島広域公園の管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。

(3) 欠格事項

申請者が申請日において、次のアからエまでのいずれかに該当する場合は、選定の対象外とします。

ア 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合

イ 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合

ウ 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合

エ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合

(※) ジョイント方式により構成された団体の場合は、団体を構成する会社等のうち1社でも欠格事項に該当するときは、当該ジョイント団体は選定の対象外とします。

(※) 暴力団等は、欠格事項アにより選定の対象外となります。また、暴力団等に該当しないか確認するため、申請者の役員の氏名等に係る情報を関係する官公庁へ提供します。

(4) 法定雇用障害者数（注1）を達成していない申請者が提出する書類

申請者が、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定める障害者雇用状況報告書の作成時点（6月1日）において、法定雇用障害者数を達成していない場合は、障害者雇用計画書（様式10。注2）を提出し、同計画に基づき確実に障害者を雇用してください。

法定雇用障害者数を達成していないにもかかわらず、障害者雇用計画書を提出しない場合、又は提出された障害者雇用計画書の内容が著しく不適当であると広島市が認めた場合は、選定の対象外とします。

指定管理者の指定を受けた後は、業務実施報告（月例報告）等により障害者の雇用状況を報告していただきます。また、法定雇用障害者数への達成状況等を市議会に報告するとともに、広島市ホームページにて公表します。

なお、障害者雇用計画を達成していない場合は、理由書等の提出を求め、指導を行います。

(注1)「法定雇用障害者数」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項に基づき算出されたものをいう。

(注2) 障害者雇用計画書は、その終期に法定雇用障害者数を達成するよう作成してください。

9 応募要領の配布時期、説明会等

(1) スケジュール

ア 応募要領の配布	平成28年7月15日から平成28年9月30日まで
イ 説明会の開催	平成28年7月20日 午後2時から
ウ 質問受付期間	平成28年7月21日から平成28年8月3日まで
エ 申請書受付期間	平成28年9月26日から平成28年9月30日まで
オ 書類審査・面接審査	平成28年10月中旬から下旬
カ 審査結果の通知	平成28年11月上旬
キ 仮協定の締結	平成28年11月中旬
ク 指定管理者の指定	平成28年12月下旬
ケ 協定の締結	平成29年3月

(2) 応募要領の配布期間、場所等

応募要領を次のとおり配布します。

配布期間：平成28年7月15日から平成28年9月30日まで
午前8時30分から午後5時15分まで
ただし、土、日、祝日及び8月6日を除く。

配布場所：都市整備局緑化推進部緑政課及び広島市ホームページ

(3) 説明会の開催日時、場所等

応募要領の説明会を次のとおり開催します。

開催日：平成28年7月20日 午後2時から

開催場所：広島広域公園

※ 事前に説明会参加申込書（様式14）を提出すること。

※ 説明会当日は応募要領、仕様書を持参してください。

(4) 質問の受付

応募要領に関する質問を次のとおり受け付けます。

受付期間：平成28年7月21日から平成28年8月3日 午後5時まで

受付方法：所定の質問書（様式15）により、都市整備局緑化推進部緑政課に電話連絡の上、電子メール又はFAXで提出してください。

回答予定：8月10日（水）までに、広島市ホームページに随時掲載します。

(5) 申請書の受付

申請書を次のとおり受け付けます。

受付期間：平成28年9月26日から平成28年9月30日 午後5時まで

提出場所：都市整備局緑化推進部緑政課まで持参又は郵送（特定記録郵便等とし、上記期限までの必着とします。）

※電子メール、FAXでの受付はしません。

10 提出書類・提出部数

提出書類一覧表（別紙1）のとおり

なお、申請者の発行済株式の100%を保有している親会社（株式会社に限る。）がいる場合は、親会社の財務状況も評価の対象としますので、申請者と同様の財務書類及び団体の概要を記載した書類を提出してください。

11 管理運営に関する収支計画書の開封

提出書類のうち、管理運営に関する収支計画書（様式5）及び積算内訳書（様式5別紙）については、次のとおり開封します。

(1) 開封日 平成28年10月3日 午前10時から

(2) 開封場所 広島市中区地域福祉センター小会議室（大手町平和ビル5階）

(3) 実施方法

ア 開封時には、指定管理料の提案額が上限額の範囲内であるか否かを発表します（各申請団体の提案額は発表しません。）。また、申請者が1団体のみであった場合も同様に行います。

イ 申請者は開封の立会いを希望することができます。ただし、立会者は各申請団体につき1名とします。

12 その他留意事項

(1) 1団体（1グループ）が、この募集において複数の申請をすることはできません。

(2) 申請の際に要する費用は、申請者の負担とします。

(3) 提出された書類の内容は提出後には変更できません。

(4) 必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

(5) 申請を辞退するときは、辞退届（様式16）を提出してください。ただし、提出された書類は、理由のいかんにかかわらず返却しません。

(6) 本市が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁止します。

(7) 申請団体が応募に当たって、特許権、実用新案権その他法令に基づいて保護されている権利を侵

害し、第三者に損害を与えたときは、その責任の一切を申請団体が負うこととします。

- (8) 申請書類の著作権は申請者に帰属しますが、広島市が指定管理者候補者の選定の公表等に必要な場合には、広島市は申請書類の著作権を無償で使用できるものとします。
- (9) 提出した申請書類は市の公文書になるため、広島市情報公開条例に基づく情報公開請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されます。

1.3 審査及び選定に関する事項

(1) 審査方法等

- ア 審議会において、提出書類及び面接により審査し、指定管理者として適当であると判断される団体のうちから第1位順位から第3位順位までの候補者を選定します。
- イ 応募団体が5団体を超える場合は、審議会にて提出書類を審査し5団体を選定(書類審査)した上で、面接審査を行います。書類審査の結果は全ての申請者に対して書面で通知します。
- ウ 面接は、10月中旬から下旬を予定しています。日程、場所等が決まり次第通知します。
- エ 面接には、応募団体(ジョイント方式により構成された団体で応募した場合は代表団体)の代表者を含む3名以内の出席をお願いします。
- オ 代表者に代わり代理人が出席する場合は、代表者の委任状(様式17)を持参してください。

(2) 仮協定・協定の締結

広島市は、第1位順位の候補者と詳細な項目について協議を行い、協議成立後、仮協定を締結します。広島市議会の議決を経た後に、候補者を指定管理者として指定し、施設管理に関する協定を締結します。

第1位順位の候補者との協議が成立しない場合には、第2位順位、第3位順位の候補者と順次協議を行います。

なお、これらの者が応募要領に掲げる欠格事項に該当する場合には、仮協定は締結しません。

ア 協定は、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの管理経費や事業実施に係る事項等を定めた「年度別協定」で構成されます。

イ 指定管理者が協定の締結までに次の事項に該当するときは、仮協定を解除するとともに指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

(7) 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。

(イ) 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(ウ) 応募要領に掲げる欠格事項に該当するとき。

(3) 評価方法

ア 広島市で定めた基準(評価基準)により評価します。

イ 男女共同参画の取組について、本市で確認し、広島市男女共同参画推進事業所表彰に相当する団体であると認められる団体については、評価基準の「イ 加点減点項目・配点」のうち「男女共同参画・子育て支援の推進」の項目に規定する「広島市男女共同参画推進事業所表彰など、地方公共団体が実施している男女共同参画の取組に関する表彰・認定を受けている場合」に該当するものとして取り扱います。

この確認を希望される団体は、申出書(様式11)及び調査票(様式12)を提出してください。

申出書の提出方法等については、別紙2のとおり。

(4) 選定審査対象からの除外

次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外します。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 応募要領に違反し、又は著しく逸脱した場合

ウ 提出書類等の提出期限を超過してから提出書類等が提出された場合

エ 申請日以後において応募要領に掲げる欠格事項に該当した場合

オ その他不正行為があった場合

(5) 審査結果の通知及び公表

申請者に対し、11月上旬に通知します。また、審査結果を広島市ホームページへの掲載等により公表します。

(6) その他

ア 審議会委員及び本市関係職員に対し、本件公募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となる場合があります。

イ 広島市議会で指定管理者を指定する議案が議決されなかった場合及び否決された場合、候補者が本件に関して支出した費用については、本市は補償しません。

○ 問い合わせ先

広島市都市整備局緑化推進部緑政課 担当 企画管理係 久波、君市

TEL 082-504-2390 FAX 082-504-2391

メールアドレス park@city.hiroshima.lg.jp

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号